

(平成24年2月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認佐賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

1 件

厚生年金関係

1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
昭和 52 年 4 月 1 日から、同年 10 月 1 日にA町役場（現在は、B市役所）に採用されるまでの半年間、C社D事業所（E社D事業所、同社F支店を経て、現在は、G社F支店）にH業務の臨時職員として勤務していた。
当時、給与から健康保険料が控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人が昭和 52 年 4 月 4 日付けでE社D事業所（以下「D事業所」という。）に係る雇用保険被保険者資格を取得し、同年 6 月 3 日付けで離職していることが確認できることから、申立期間のうち同年 4 月 4 日から同年 6 月 3 日までの期間において、申立人が同事業所に勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立人がD事業所で一緒に勤務していたと名前を挙げる同僚二人は、いずれも昭和 52 年 4 月頃に勤務を開始し、申立人とは一緒に勤務したことは覚えているものの、申立人がいつまで勤務していたかまでは記憶していない旨を供述しており、申立人の同年 6 月 4 日以降の同事業所における勤務状況が確認できない。

また、上記同僚の一人は、申立期間当時、健康保険証は持っておらず、厚生年金保険料が控除されていた記憶は無い旨を供述している。

さらに、申立人がD事業所で一緒に勤務していたと名前を挙げた同僚二人及び当該同僚二人がH業務の臨時職員として一緒に勤務したと記憶している他の同僚二人の計 4 人は、雇用保険の記録により、昭和 52 年 4 月 4 日（うち一人は昭和 52 年 4 月 11 日）から同年 6 月 3 日までの期間においてD事業所

に勤務したことが確認できるものの、同事業所に係る職歴審査照会回答票には4人全員の記録が無い上、4人の同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票は確認できず、いずれの者も、オンライン記録において同事業所に係る厚生年金保険の加入記録は確認できない。

加えて、D事業所の職歴審査照会回答票及び健康保険厚生年金保険被保険者原票において申立人の記録は確認できない上、同被保険者原票の整理番号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

また、G社F支店は、申立期間当時の賃金台帳等の資料を保管しておらず、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料を所持していないことから、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。